

分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成30年7月24日（火）10：00～11：00

場所：島松公民館 集会室

参加者：119名

市対応者：山本 顕（廃棄物管理課長）・高橋 淳（同主査）・高橋 雄一（同主事）

説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（30分）
- 3 質疑応答（30分）
- 4 閉 会

～議事要旨～

3 質疑応答

市民 A：焼却施設への一般家庭の直接搬入は原則不可ということだが、庭の剪定枝などはどうしたら良いのか。今までは盤尻へ直接持っていった。

高橋主査：剪定枝について、現在は盤尻で埋立処理を行っていますが、今後は焼却処理へと変更になります。しかし、先ほどの説明のとおり焼却施設への持込は安全面から規制を行う予定としておりますため、燃やせるごみの収集日に事前申込なしで排出する方法と粗大ごみとして事前申込で排出する方法の2通りとなります。

市民 A：量が半端じゃないため、いつも自分の車で搬入していた。その量を全て40cmに切るなんて事はできない。

高橋主査：40cmに切ることができないという方もいらっしゃると思いますので、必ず40cm以下にしてくださいという事ではなく、できない場合は粗大ごみとして事前申込をお願いします。ただ、粗大ごみとして回収する場合のサイズについてですが、現在の直径30cm×長さ150cmという目安は継続になるものと思われませんが、詳細については検討中です。また、それも出来ないという場合は一般廃棄物の収集運搬許可業者という市が許可を出している業者へ別途依頼いただくという方法もございます。

山本課長：焼却施設への直接搬入制限の理由ですが、説明の中では盤尻のごみ処理場とは異なり、焼却施設では狭いプラットホーム内における車両の交錯等の安全面についてお伝えしました。加えて、現在のごみ処理場においてもGWや年末年始には直接搬入の車両で渋滞し、長蛇の列を作ることが発生しております。ごみ処理場は山の中にあることから、渋滞を起こした場合でも

道路の通行上への影響は発生しておりませんが、今回建設している焼却施設は農村地区の中に作るということもあり、渋滞が発生すると交通安全面においても課題があるため、一般家庭の直接搬入は規制させていただくことにしました。

市民 A：剪定枝に限らず、粗大ごみ等についても焼却施設・ごみ処理場共に持ち込みできなくなるということですか。

山本課長：現在は燃やせるごみも燃やせないごみも埋立処理しているため、持ち込みする場合も全て盤尻のごみ処理場に搬入いただいております。今後は、燃やせるものは焼却施設、燃やせないものはごみ処理場と搬入先が分かれていますが、直接搬入の規制を行うのは焼却施設のみとなりますので、ごみ処理場への燃やせないごみについては持ち込みを継続することができます。

市民 A：燃やせないごみや粗大ごみは個人で車を登録して、今までどおり全て盤尻へ持ち込みできるということか。

高橋主査：車の登録ということは、お仕事から出るごみということでしょうか。

市民 A：個人的な家庭ごみです。現在も自分の車を登録した車両に乗って盤尻へ捨てに行っている。それも出来なくなるということか。

高橋主査：盤尻のごみ処理場への持ち込みはできます。ただし、燃やせるごみについては盤尻で処理することはなくなるため、盤尻に持ち込みできるのは埋立処理を行う燃やせないごみだけということになります。そのため、燃やせるごみを盤尻に持ち込まれた場合は受入できません。

市民 A：剪定した枝は燃やせるごみになるので、盤尻には持っていけないということか。

高橋主査：そのとおりです。

市民 A：それなら業者に頼むしかないということか。

高橋主査：先ほど申し上げたサイズで燃やせるごみの収集日に出していただくか、粗大ごみとして回収を申し込んでいただくか、許可業者に依頼いただくかの3通りとなります。

市民 A：そうすると、庭の木を今後どうしていくか考えなければならない。

市民 B：現在 40ℓという袋が使われていると思うが、40ℓはなくなるということですか。

山本課長：現在燃やせるごみであれば 5・10・20・40ℓの 4 種類がございます。まだ決定してはおりませんが、この種類については継続したいと考えております。

市民 B：それと、分別事典は現在とても助かっている。変わった際にも分別事典は出していただけるのですか。

山本課長：説明の中にもありましたが、来年の 2 月までには全戸へ配布したいと考えております。

市民 B：長尺物の扱いについてはどうなるのですか。

高橋主査：長尺物を束ねて排出するという取扱は継続しますが、100 円～900 円という幅の中でどう設定するかという詳細については検討中です。また、今後は燃やせるものは焼却施設へ、燃やせないものはごみ処理場へと搬入先が変わりますので、素材によって束ねるものを分けていただく必要性も出てくるかもしれません。

市民 C：先ほどの剪定枝の話ですが、私も現在は盤尻へ持っていつている。その場合は長さもばらばらで束ねてもいい。今度は収集してもらう場合には、必ず 40cm 以内に切らなければならないのか、何もせずに山にしておけば持っていつてもらえるのか伺いたい。

高橋主査：剪定枝の収集方法は、燃やせるごみの日に出していただく場合は長さ 40cm ×直径 40cm 以内に束ねてもら必要があります。粗大ごみとして申込いただく場合は決定してはおりませんが、長さ 150cm ×直径 30cm 以内などに束ねていただく必要があるかと思ひます。いずれにしてもばらばらで積んでいものを収集するという事はありません。ごみ収集車でもトラックでも積込という作業は必ず発生しますので、効率的な収集のために束ねていただくということは必須となります。

市民 C：絶対縛らなければならないということか。

山本課長：市の収集に出す場合は必須でとなります。

市民 C：業者に出す場合も縛らなければならないのか。

高橋主査：業者に別途収集を依頼する場合は、業者毎に束ねる必要があるのか、長さはどのくらいにする必要があるのかなどの設定があると思ひますので、個別にお問合せをお願いします。

市民 C：その業者はどういう業者になるのですか。

高橋主査：現在の分別事典でもお知らせしていますが、恵庭市が許可を出しているごみ

の収集運搬許可業者が 8 社ございます。この許可が無ければ枝を含むごみの運搬が出来ないということになります。受付の場所に現在の分別事典を置いておきますので、お帰りの際にご確認いただければと思います。

市民 D : 剪定枝の説明で 40cm 以内であれば 10 束まで燃やせるごみの日に出せる、それから直径 10cm 以上又は長さを 40cm 未満にできないものは粗大ごみの扱いという話でしたが、これは市の収集に出す場合の話であり、自分で盤尻に持って行く場合は今までどおりの扱いということではないのか。

山本課長 : 剪定枝は先ほどから申し上げているとおり、今後は燃やせるごみとして焼却処理することになりますので、盤尻では受入できません。

市民 D : 不本意です。市民が持ち込むものについては盤尻で全て受けるべきです。市民が自分の力でごみを処分するのは盤尻への持込が最適だと思います。それができないのであれば、市民が自分の力でできるものまでお金をかけて処分することになり、とても不本意です。一意見として聞いてください。

山本課長 : 今回、剪定枝について様々なご意見をいただいておりますので、一つの意見として記録に残させていただきます。

市民 E : 今の続きになりますが、剪定枝は 40cm 四方にしないと機械に入らないということでしたが、粗大ごみとして集めたものは市で別に処理するんですね。その場所はどこになるのですか。

高橋主査 : 焼却施設で処理を行うことになります。

市民 E : その処理をする所に持ち込めばいいんじゃないですか。

高橋主査 : 繰り返しになってしまいますが、焼却施設においては施設内外の安全面から持ち込みは規制する予定としておりますので、そちらに持ち込んでいただくということとはできません。

以上